
平成 18 年度
荒川区区政改革懇談会

まちづくり・環境分科会
活 動 ・ 提 言 書

平成 19 年 3 月

目 次

放置自転車問題等に関する区民提言編	1
【概 要】	
区民提言 概要	1
【本 編】	
1．はじめに	2
2．放置自転車等に関する現状	3
2 - 1 自転車を「とめる」	3
2 - 2 自転車利用上の「ルール・マナー」	4
2 - 3 自転車で「はしる」	4
3．放置自転車問題等の改善に向けた基本方針	5
4．放置自転車問題等の改善に向けた提言	5
4 - 1 自転車を「とめる」	5
4 - 2 自転車利用上の「ルール・マナー」	7
4 - 3 自転車で「はしる」	8
5．提言の実現に向けて	9



「区民が望む児童遊園・公園の実現に向けて」区民提言編	
「人と犬が共存できる児童遊園・公園に向けて」区民提言編 1 0

【概 要】

区民提言 概要 1 0
---------	-----------

【本 編】

1 . はじめに 1 1
2 . 区民が望む児童遊園・公園の実現に向けて 1 2
2 - 1 荒川区の児童遊園・公園の現状と理想像 1 2
2 - 2 区民が望む児童遊園・公園の実現に向けた提言 1 4
3 . 人と犬の共存できる児童遊園・公園に向けて.....	1 7
3 - 1 「犬を飼っている人」と「飼っていない人」の意識の差 1 7
3 - 2 人と犬の共存できる児童遊園・公園に向けた提言 1 8
活動報告 2 0



区民提言 【概要】

放置自転車問題等の改善に向けた基本的な考え方

実効性があり、全国へ発信できる施策提案を区民から！ 駐輪場所の増設を！ 自転車利用上のルール・マナーを徹底しよう！

放置自転車問題等に関する現状と対応施策

自転車の利用者属性		とめる		ルール・マナー		はしる		その他
利用目的	利用形態	現状	対応施策	現状	対応施策	現状	対応施策	
全般			(仮称)自転車等駐輪場対策協議会の設置 ・交通システム全体を検討する研究会の中で、分科会を設置し、自転車の位置づけ等を検討 ・モデル地区(具体的な駅、商店街)の設定と具体施策の検討、実施	大人のマナーの悪さ 歩行者にとって自転車は凶器となる	大人の教育 ・子どもを乗せての走行時(保育園等からの教育)啓発の充実 ・ポスター・チラシ	道路状況の悪さ(幅員の狭さ、波打ち歩道) 自転車通行帯の確保が困難 路上への商品陳列が問題	自転車道整備 三河島の再開発の際に整備し、成功事例とする 歩車共存という考えの中に自転車の位置づけも! 道路の幅員によって考え方を整理する必要がある	自転車マップの作成 ・走行しやすい裏道 ・走行上の注意箇所 ・自転車駐輪場位置(小規模な駐輪場も含む) ・自転車屋(パンク、故障時の修理)
鉄道駅までの利用	通勤・通学	駐輪場の使い勝手が悪い ・立体駐輪場の上層階の利用率が低い ・地下の自転車駐輪場へ停める際、スロープでの上げ下ろしが大変(高齢の方) また、子どもが危険な目に遭う恐れ 駐輪場が足りない	【駐輪場整備】 使い勝手の良い駐輪場整備 ・エレベーターの設置 ・機械式駐輪場の設置 利用者アンケートで把握を! ・スロープで自転車を上げ下ろしする際、子どもを見ていくサービス 歩道への駐輪スペース設置 京成線ガード下の活用 空き地の活用(こまめに!) 区と東京都や鉄道事業者との連携による整備 東京都や鉄道事業者から区へ駐輪場の設置が可能な土地の提供(町屋駅前、三ノ輪橋駅前など) 再開発を実施する際に駐輪場を設置(民地の活用) 事業者と区民の意見交換を踏まえ、駐輪場を設置 自転車の動線を考慮した駐輪場整備 【料金】 文京区方式の導入(プリペイドカード方式、2時間まで無料) 料金を安く(一時利用時等) 【管理】 機械式駐輪場でも係員の配置 江戸川区の事例を参考に!(ビルメンテナンス会社や警備会社の活用)	自転車の整理にあたってのシルバー人材センターの方へ、現状の問題・課題をアンケート	駐輪場での放置・盗難防止の監視(中学生に体験学習) 中学生と高齢者とがタイアップした放置防止活動 現在、設置されている駐輪場へ誘導するための対策が必要 コミュニティ活動へ繋げる 自転車に荒川区のシール 区外からの利用者との区別 「無灯火」、「二人乗り」、「酒気帯び運転」などのルールの徹底 「ルール・マナー」を学べる子ども向けの教育ビデオの作成 「自転車運転免許制度」講習会への参加の徹底			自転車を減らす対策 コミュニティバスの利用促進
買物先までの利用(商店街等へ)	買物	商店街での駐輪場所が少ない	【駐輪場整備】 商店街での駐輪スペース確保 自転車を停めて良い場所の明確化(デザイン的な配慮)					
レジャー等			【まちの魅力づくり】 自転車を降りて徒歩で回遊できるまちづくり 歩きたくなるインセンティブづくり					

提言(施策)の実現に向けて

(仮称)自転車等駐輪場対策協議会を設置し、さらなる検討を!
「荒川区『交通システム改善』宣言」により、その中で、放置自転車問題等の改善に向けた対策を実施!

1. はじめに

本提言は、今後、区民や荒川区等が協働して、放置自転車問題等の改善に向けて取り組むべき内容を、荒川区区政改革懇談会のまちづくり・環境分科会として提言するものです。

提言内容については、自転車を「とめる」、自転車利用上の「ルール・マナー」、自転車で「はしる」という3つの視点から検討しています。

また、施策のさらなる具体化と実現に向けては、(仮称)自転車等駐車場対策協議会等を設置し、検討していく体制が望ましいと考えます。

2. 放置自転車等に関する現状

2-1 自転車を「とめる」

(1) 鉄道駅周辺

自転車駐輪場の利便性の悪さ

- ・複数階にまたがる自転車駐輪場において、地上階以外の上層階や地下階の利用率が低い

【理由】

- ・上層階や地下階への自転車の上げ下ろしに力を要する
高齢化の中で、高齢者に使いやすい自転車駐輪場の整備が望ましい
- ・子ども連れの場合、自転車の上げ下ろしの際に手を引いて移動できない
子どもが危険な目に遭う恐れがある

自転車駐輪場の少なさ



地下階から地上へ自転車を運搬する様子
(センターまちや自転車駐輪場)



歩道上の自転車駐輪場の様子
(西日暮里駅)

(2) 商店街

商店街における自転車の駐輪場所の少なさ

放置自転車問題等に関する区民提言編

2 - 2 自転車利用上の「ルール・マナー」

自転車の利用にあたって大人のマナーの悪さ

歩行者にとって自転車は凶器となる



放置禁止区域を示す看板の前に放置自転車
(西日暮里駅周辺)



広い歩道も自転車で一杯に
(町屋駅周辺)

2 - 3 自転車で「はしる」

道路状況の悪さ(道路幅員の狭さ、波打ち歩道 など)

自転車通行帯の確保の難しさ

商店の路上への商品陳列による道路幅員の狭さ



狭い歩道では歩行者と自転車が錯綜
(町屋駅周辺)



車道の左側を自転車で走行する様子
(町屋駅周辺)

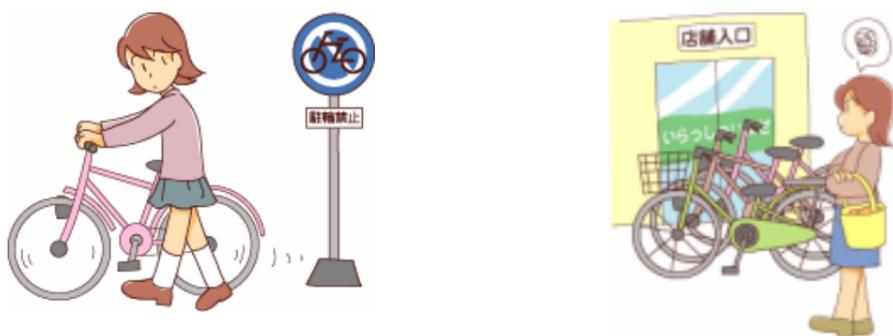
放置自転車問題等に関する区民提言編

3. 放置自転車問題等の改善に向けた基本方針

実効性があり、全国へ発信できる施策提案を区民から！

自転車駐輪場の増設を！

自転車利用上のルール・マナーを徹底しよう！



4. 放置自転車問題等の改善に向けた提言

4 - 1 自転車を「とめる」

(1) 鉄道駅周辺での自転車駐輪場の整備

整備場所について

こまめに自転車駐輪場を設置

様々な局面からの検討

- ・歩道上における駐輪場所の確保
- ・京成線ガード下の活用
- ・未利用地の活用



京成線ガード下の様子【撮影：文村委員】



歩道橋の下も小規模駐輪場へ
(西日暮里駅)

放置自転車問題等に関する区民提言編

利便性について

使い勝手の良い自転車駐輪場の整備

- ・複数階にまたがる自転車駐輪場におけるエレベーターの設置やスロープを用いて自転車を上げ下ろしする際、子どもを見ていてくれるサービスの実施
 - ・機械式の自転車駐輪場の設置
- 利用者アンケートによるニーズ把握が必要

整備手法について

区と東京都や鉄道事業者との連携による整備

東京都や鉄道事業者から区へ、駐輪場の設置が可能な土地の提供(町屋駅前、三ノ輪橋駅前など)

再開発に伴う自転車駐輪場の設置(民地の活用)

事業者と区民の意見交換を踏まえ、駐輪場を設置

自転車の動線を考慮した自転車駐輪場の整備



東京都が所有する土地の活用
(町屋駅)【撮影：文村委員】



JRが所有する土地の活用
(西日暮里駅)

料金について

プリペイドカード方式の導入(文京区方式で2時間まで無料)

一時利用者向けに料金を安く設定

管理について

機械式の自転車駐輪場を整備する場合でも係員を配置

ビルメンテナンス会社や警備会社の活用(江戸川区の事例を参照)

放置自転車問題等に関する区民提言編

- (2) 商店街での自転車駐輪場の整備
 - 商店街で小規模な駐輪場の確保
 - 自転車を停めて良い場所の明確化(デザイン的な配慮)



- (3) 自転車利用の抑制
 - コミュニティバスの利用促進
 - 自転車を停めて、徒歩で回遊したくなるまちづくり(レジャー等)
 - 歩きたくなる仕掛けづくりが必要

4 - 2 自転車利用上の「ルール・マナー」

- (1) 放置防止に関する「ルール・マナー」の徹底
 - 現在、設置されている自転車駐輪場へ誘導するための対策
 - ポスター・チラシによる啓発の充実
 - 中学生と高齢者がタイアップした放置防止活動
 - コミュニティづくりへ展開
 - 自転車に荒川区のシールを貼付
 - 区外からの利用者との区別
 - 「無灯火」、「二人乗り」、「酒気帯び運転」などのルールの徹底
 - 「ルール・マナー」を学べる子ども向けの教育ビデオの作成
 - 「自転車運転免許証制度」講習会への参加の徹底



「自転車運転免許証制度」講習会の様子

(2) その他

大人の教育

- ・子どもを乗せての走行時における注意点を保育園等で指導
- 中学生の体験学習（自転車駐輪場での盗難防止の監視）

4 - 3 自転車で「はしる」

自転車道整備

三河島の再開発の際に、自転車道を整備し、今後、他の地域で自転車道を整備する際の成功事例とする

歩車共存という考えの方の中に自転車の位置づけも明確化

道路幅員の狭い場所で、うまく歩行者、自転車、自動車の3者が共存できる方策が必要

自転車マップの作成

- ・通勤用、買物用、レクリエーション用など自転車の利用目的別に作成

走行しやすい裏道、走行上の注意箇所、自転車駐輪場の位置（商店街内をはじめ小規模の駐輪場も含む）、自転車屋（パンク、故障時の修理）を明示

買物用の自転車マップは商店街主体で作成し周知（個別商店の広告、商店街内の駐輪場にとめた場合の特典などを掲載）



静岡市の自転車マップの例



走行しやすい裏道の様子
（町屋駅周辺）

5. 提言の実現に向けて

(仮称)自転車等駐車場対策協議会の設置と、さらなる放置自転車問題等の検討

放置自転車問題等への対策は、まだまだ検討の余地があるため、今後、検討組織の設置が望まれる。

【設置方法】

- ・交通システム全体を検討する研究会の中で、分科会((仮称)自転車等駐車場対策協議会)として設置

【検討内容】

- ・交通システム全体の中での自転車の位置づけ、放置自転車問題等への対策
- ・モデル地区(鉄道駅(日暮里・舎人ライナー新駅を含む)商店街)を設定し、具体施策の検討・実施
- ・施策の進捗状況のチェックとP D C A サイクルの実行
Plan(計画) Do(実施) Check(評価) Action(改善)

「荒川区『交通システム改善』宣言」により、その中で、放置自転車問題等の改善に向けた対策を実施



区民提言 【概要】

区民が望む児童遊園・公園の実現に向けて

荒川区の公園等の現状は・・・

大人がゆったりと楽しみ、癒しの場となる場所が少ない
 防犯面で、子どもを安心して遊ばせることのできない場所がある
 人が集える環境になっていない場所がある 等々



区民が主体となった児童遊園づくり

運営組織（住民有志、町会、小中学校、NPO等）が主体となり、整備・改修から維持・管理まで参画

運営組織の役割

- ・児童遊園の理想像を検討
- ・児童遊園の整備・改修要望書の作成
- ・資金がなくても実施できる維持・管理面での取り組みの実施

行政の役割

- ・公園づくりのためのガイドライン作成
- ・整備・改修から維持・管理まで区民が関与できる範囲を明確化
- ・児童遊園近隣の住民や町会への運営組織設立の呼びかけや運営支援（運営組織メンバーの公募など）
- ・整備・改修要望書を踏まえた計画策定と実行
- ・区民が主体となって、整備・改修から維持・管理まで関わった事例の区報でのPR

運営組織の継続のために

- ・イベントの開催（運営組織メンバーと運営組織以外の区民との交流など）

区民の意向を反映した公園づくり

公園づくりのためのガイドライン作成（行政）行政が主体となり、区民の意向を反映しながら整備・改修から維持・管理まで実施
 利用者、NPO 団体、視覚・聴覚障がい者等の意向把握

地元の商店や企業との連携

- 例）
- ・商店や企業からの広告費、個人からの寄付を維持管理費に充当
 - ・商店・企業名、個人名の入ったプレートを公園等のベンチに添付
 - ・公園等の命名権を販売し、維持管理費に充当

公園への集客の仕組みづくり

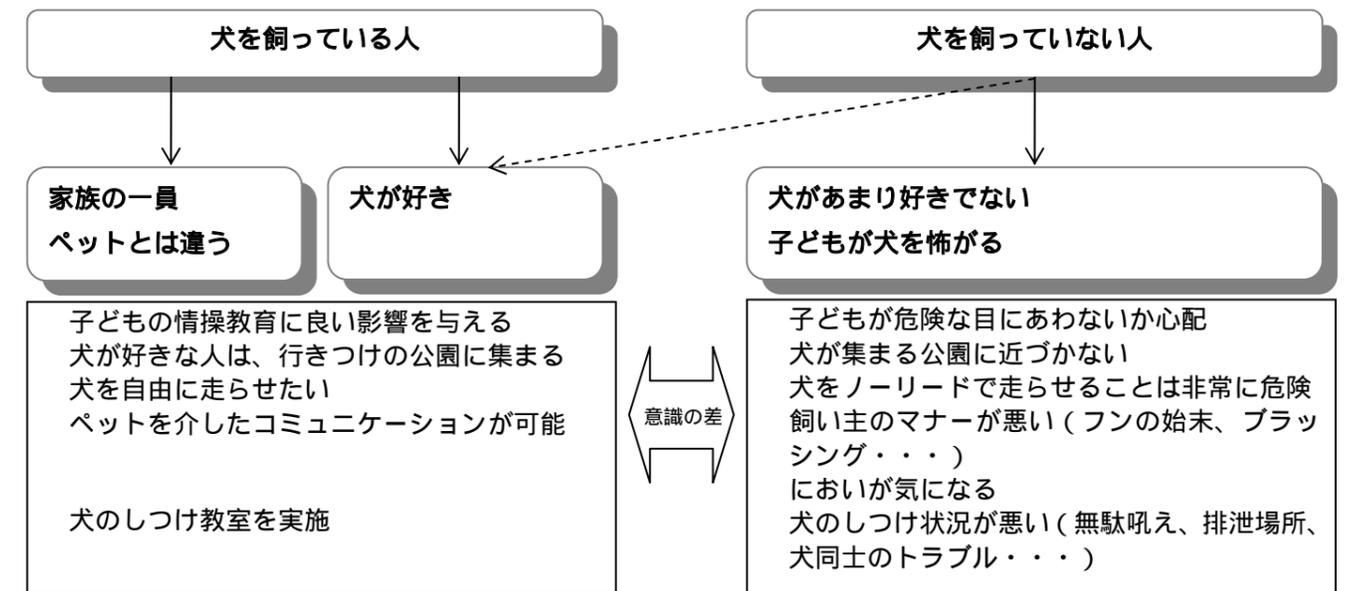
- 例）
- ・公園における、ボランティアによる観光ガイドの設置及びその人材育成
 - ・公園を巡るツアーの開催
 - ・荒川一日乗車券を作成し、公園巡り等で利用

区民が望む児童遊園・公園像の実現

イベントの開催などを通じて、コミュニティの活性化に繋がる場所
 子どもが安全に遊べる場所
 大人がゆったりと楽しみ、癒される場所
 高齢者が集える場所
 身近な体験学習の場所（草花、歴史等）
 人と犬が共存できる場所 等々



人と犬の共存の問題について、さらに検討を重ねました・・・



人と犬の共存できる児童遊園・公園のあり方

- 児童遊園ごとに、運営組織が、犬を連れて入って良いエリア、禁止エリアを設定
- 犬と子どものスペースが分けられるよう、ドックランのミニ版を整備
- 区内に2～3箇所、犬と子どものすみ分けができる公園を整備
- 子どもの遊べるスペースが、多少小さくなくても整備を検討
- 犬を飼っている人へのドックラン設置に関するアンケート、犬を飼っている人と飼っていない人の実態・意向把握調査の実施
- 調査をもとにドックランの整備箇所を検討
- 犬を飼う上でのルール・マナーの徹底
- 犬を飼う際に免許証を交付
- 犬のしつけ教室の実施
- ルールに関する条例化と罰則
- 児童遊園・公園の特性を踏まえ、ルールを検討
- 違反者に対する罰金（段階的な措置を考慮）飼い主に対する矯正プログラム及び犬のしつけ教室への参加を義務化
- 罰金を、飼い主に対する矯正プログラム及び犬のしつけ教室の開催費用に充当



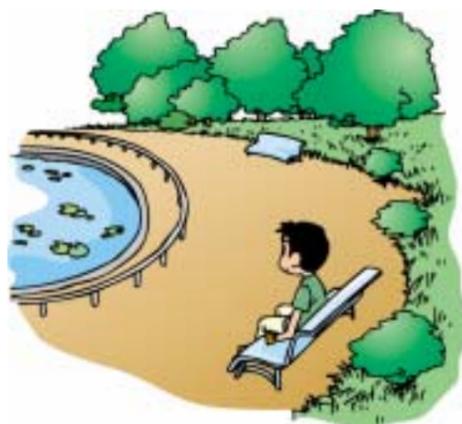
人と犬の共存の問題について、さらに検討を重ねました・・・(右欄参照)

1. はじめに

荒川区区政改革懇談会のまちづくり・環境分科会では、荒川区の児童遊園・公園を取り上げ、区民が望む児童遊園・公園の実現に向けて、区民や行政等が取り組むべきことについて話し合いをおこないました。

また、特に児童遊園・公園における人と犬の共存の問題について、さらに検討を重ねました。

本提言は、話し合いの結果を踏まえ、「区民が望む児童遊園・公園の実現に向けて」、「人と犬の共存できる児童遊園・公園に向けて」提言するものです。



2. 区民が望む児童遊園・公園の実現に向けて

2 - 1 荒川区の児童遊園・公園の現状と理想像

- ・区民が考える児童遊園・公園の現状と理想像は、以下に示すとおりです。

《区民が考える児童遊園・公園の現状》

大人がゆったりと楽しめ、癒しの場となる場所が少ない
防犯面で、子どもを安心して遊ばせることのできない場所がある
人が集える環境になっていない場所がある 等々

《区民が理想とする児童遊園・公園像》

イベントの開催などを通じて、コミュニティの活性化に繋がる場所
子どもが安全に遊べる場所
大人がゆったりと楽しめ、癒される場所
高齢者が集える場所
身近な体験学習の場所（草花、歴史等）
人と犬が共存できる場所 等々



子ども達が集う児童遊園
(地蔵堀児童遊園)



子どもの姿が見られない児童遊園
(荒川五丁目東児童遊園)

《これまでの区の取り組みと課題》

荒川区では、公園等を整備する際、近隣住民に対し、公園等の整備に関する意向把握調査を実施するとともに、併せて、意見交換会を実施し、区民の要望を踏まえた公園等の整備をおこなっています。

上記のような意見交換会を踏まえ、整備された場所は、「グリーンサポーター」により、自主的な維持・管理がされています。

現在、自主的に公園に花を植えたり、公園の清掃を実施している人もみられますが、自発的な奉仕の気持ちがないと続かないのが現状であり、いかに公園等に愛着を持ってもらうかが課題となっています。

- ・以上から、区民の公園等の理想像を実現し、さらに、愛着を持って公園等に接していくためには、公園等の整備・改修から維持・管理まで、区民が主体となり参画していくことが大切であろうとの認識から「2 - 2 区民が望む児童遊園・公園の実現に向けた提言」を作成しました。



街なか花壇づくりの活動の様子



「荒川バラの会」の活動の様子

2 - 2 区民が望む児童遊園・公園の実現に向けた提言

(1) 区民が主体となった児童遊園づくり

運営組織が主体となり、整備・改修から維持・管理まで参画

【運営組織の役割】

- ・ 児童遊園の理想像を検討
- ・ 児童遊園の整備・改修要望書の作成
- ・ 資金がなくても実施できる維持・管理面での取り組みの実施
例) 公園の清掃、樹木の剪定、草花の手入れ、子ども達の見守り など

【運営組織メンバー】

- ・ 児童遊園近隣の住民有志、町会メンバー、小・中学校(先生やPTA)、まちづくりに関わるNPO、ボランティア団体 など

【行政の役割】

- ・ 公園づくりを実施していく上でのガイドラインづくり
- ・ 整備・改修から維持・管理まで区民の関与できる範囲の明確化
- ・ 児童遊園近隣の住民や町会への運営組織設立に関する呼びかけ
区内の児童遊園で一斉に
- ・ 運営支援
運営組織メンバーの公募、会議への参加
- ・ 児童遊園の整備・改修要望書を踏まえた計画策定と実行
住民の要望は、整備・改修に関する計画策定の1年前に聴取し、計画策定に反映
- ・ 区民が主体となって、児童遊園の整備・改修から維持・管理まで関わった事例の区報でのPR

【運営組織の継続のために】

- ・ 児童遊園に愛着を持ち、自主管理に繋がるよう、イベントを開催
運営組織メンバーと運営組織以外の区民との交流など

児童遊園の名称変更

「コミュニティスペース」や「広場」など



周辺住民が公園の計画段階から維持・管理まで携わっている事例
(世田谷区太子堂 トンボ広場)
太子堂2・3丁目地区まちづくり協議会ホームページより

(2) 区民の意向を反映した公園づくり

公園づくりを実施していく上でのガイドラインを作成し、ガイドラインを基本に地域毎の特徴に即した公園づくりを実行

行政が主体となり、区民の意向を反映しながら整備・改修から維持・管理まで実施

利用者、NPO団体、視覚・聴覚障がい者等の意向把握

「区民が望む児童遊園・公園の実現に向けて」 区民提言編
「人と犬が共存できる児童遊園・公園に向けて」 区民提言編

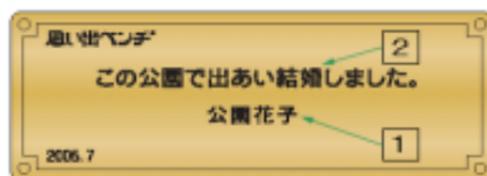
(3) 地元の商店や企業との連携

例) ・商店や企業からの広告費を維持管理費に充当

商店・企業名の入ったプレートが公園等のベンチに貼付

- ・個人から維持管理費を寄付してもらい、個人名やメッセージの入ったプレートを公園等のベンチに貼付
- ・公園等の命名権を販売し、維持管理費に充当

東京都の「思い出ベンチ」の事例



- 1 寄付者 (20 文字以内)
(個人名・団体名・企業名・ロゴ)
- 2 メッセージ (40 文字以内)
(広告・宣伝や公園管理上ふさわしくない表示は不可)

東京都建設局ホームページより

(4) 公園への集客の仕組みづくり

例) ・公園における、ボランティアによる観光ガイドの設置及びその人材育成

NPOや自然を観察する会メンバー、荒川区の歴史などに詳しい人材の活用

・公園を巡るツアーの開催

杉並区の「知る区ロード」^{注)}というプロジェクトを参考に、区内の名所旧跡、視覚や聴覚で体験できる公園、自然公園等を巡るツアーを開催

・荒川一日乗車券 (荒川区内の鉄道・バスが一日乗り放題) を作成し、公園巡り等で利用

注) 「知る区ロード」とは

1985年、杉並区不燃化基礎調査の中で、災害時の安全な避難のために「歩いて杉並を知るルートづくり」が提言されました。さらに1986年、ひとびとの余暇の充実とふるさと意識をつくりあげていく「めぐり道構想」が加わり、知る区ロードの原型ができあがりました。

全長約36kmの区内ほぼ全域をめぐるルートで、東の輪(16.9km)と西の輪(19.4km)の二つの輪から成り立っています。二つの輪が重なった部分を真ん中の輪と呼んでいます。ルートをたどると、神社仏閣などの名所旧跡、大きな公園、主だった区の施設などに会えるようになっています。また、ルート上には4箇所のオアシスと呼ばれる休憩所があり、人間の五感をテーマにした休憩所となっています。

杉並区ホームページより



3. 人と犬の共存できる児童遊園・公園に向けて

3-1 「犬を飼っている人」と「飼っていない人」の意識の差

・「犬を飼っている人」と「飼っていない人」の意識の差を以下のように整理し、
 「3-2 人と犬の共存できる児童遊園・公園に向けた提言」を検討しました。

	《犬を飼っている人》	《犬を飼っていない人》
《犬に対する考え》	犬が好き 家族の一員で、ペットとは違う 子どもの情操教育に良い影響を与える	犬があまり好きでない (犬を好きな人も中にはいる) 子どもが犬を怖がる 子どもが危険な目にあわないか心配
《公園等の利用について》	犬が好きな人は、行きつけの公園 に集まる 犬を自由に走らせたい ペットを介したコミュニケーションが可能	犬が集まる公園に近づかない 犬をノーリードで走らせることは非常に危険 飼い主のマナーが悪い(フンの始末、ブラッシング・・・) においが気になる
《犬のしつけ》	犬のしつけ教室を実施	犬のしつけ状況が悪い(無駄吠え、排泄場所、犬同士のトラブル・・・)



3 - 2 人と犬の共存できる児童遊園・公園に向けた提言

(1) 児童遊園

児童遊園ごとに、運営組織が、犬を連れて入って良いエリア、犬の立ち入り禁止エリアの設定

(2) 公園

犬と子どものスペースが分けられるよう、ドッグランのミニ版を整備

- ・区内に2~3箇所、犬と子どものすみ分けができる公園を整備
- ・子どもの遊べるスペースが、多少小さくなくても整備を検討
- ・利用者が、資金を出し合い運営費とする

犬を飼っている人へのドッグラン設置に関するアンケート、犬を飼っている人と飼っていない人の実態・意向把握調査の実施
調査をもとにドッグランの整備箇所を検討



犬を遊ばせている様子
(都立尾久の原公園)



都立小金井公園のドッグラン
(東京都小金井市)
東京都建設局ホームページより

(3) 犬を飼う上でのルール・マナーの徹底

犬を飼う際に免許証を交付

犬のしつけ教室の実施

ルールに関する条例化と罰則

【ルール】

児童遊園・公園の特性を踏まえ、ルールを検討

- ・ 児童遊園・公園を散歩する時には必ず犬をリードに繋ぐ
- ・ 犬の排泄物の放置禁止

(公園等では、ドックトイレを整備し、違反者への抑止力とする)

- ・ 犬の立ち入り禁止エリアの設定

【罰則】

- ・ 違反者に対する罰金(段階的な措置を考慮)と、飼い主に対する矯正プログラム及び犬のしつけ教室への参加を義務化

罰金は、飼い主に対する矯正プログラム及び犬のしつけ教室の開催費用に充てる

活動報告

第1回	平成18年6月1日(木)	区防災センター4階会議室	18:30~20:30
	まちづくりに関する情報収集 検討テーマの設定 分科会の進め方 次回の分科会に向けた話し合い		
第2回	平成18年7月5日(水)	区役所305会議室	19:00~21:00
	放置自転車問題に関する情報収集 放置自転車問題に関する話し合い (現状と問題点、対応の方向性について) 次回の分科会に向けた話し合い		
第3回	平成18年8月9日(水)	区役所305会議室	19:00~21:00
	放置自転車問題に関する話し合い (対応の方向性、関係主体の役割分担について) 次回の分科会に向けた話し合い		
第4回	平成18年9月20日(水)	区役所305会議室	19:00~21:00
	放置自転車問題に関する話し合い (区民提言内容について) 次回の分科会に向けた話し合い (テーマ設定について)		
第5回	平成18年10月25日(水)	区役所304会議室	19:00~21:00
	環境、まちの美化、公園と緑地、都市計画マスタープラン、マンション建設と 地域コミュニティに関する情報収集 話し合い(意見交換、テーマ設定) 次回の分科会に向けた話し合い		
第6回	平成18年11月29日(水)	区役所304会議室	19:00~21:00
	公園、犬の問題に関する話し合い (現状と問題点、対応の方向性について) 次回の分科会に向けた話し合い		
第7回	平成19年1月24日(水)	区役所305会議室	19:00~21:00
	公園、犬の問題に関する話し合い (区民提言骨子案について) 次回の分科会に向けた話し合い		
第8回	平成19年2月28日(水)	区役所304会議室	19:00~21:00
	区民提言内容に関する話し合い 活動・提言報告会に向けた話し合い		
第9回	平成19年3月21日(祝)	サンパール荒川末広	10:00~12:20
	活動・提言報告会		

【平成 18 年度まちづくり・環境分科会委員】

赤池 史有	大貫 輝子	小倉 康彦	梶 雅俊
川口 仁志	車 豊子	後藤 宏道	佐藤 康子
澤野 修一	杉原 威史	千葉 智祥	鳥畑 拓也
中城 正憲	橋本 富夫	文村 秀哲	三ツ木 直樹
吉川 赳夫			

五十音順

活動を終えて ～各委員の主な感想(要約)～

2年間にわたり様々な意見を聞きながら、改めて荒川区の良さを知ったように思う。提言書といえるものを作成できたかは疑問であり、更に掘り下げる話し合いの場が必要と思う。今までとは違う角度で荒川区を見つめなおせた。分科会で細かい協議ができて有意義だった。まちづくり・環境問題は予算や都市計画とのからみ、区内の地域差などがあるため難しい問題だと実感した。提言書は、今後の区政に生かして欲しい。分科会は、自由闊達な意見交換の場であり好感が持てた。貴重なメンバーなので、何らかの形で存続できたら区の財産だと思う。委員の皆さんとの議論で、有意義な提案や新たな発見、課題が浮き彫りになったと思う。これらの結果を計画的に解決、実現できること及びこの会でやってきたことが区民に認識されていくことを願っている。